

横浜市建築基準条例第4条の3第6項第1号の規定に基づく許可基準

1 趣旨

横浜市建築基準条例（以下「条例」という。）第4条の3第6項第1号に規定する駐車施設の構造基準についての適用除外規定について、市長が当該地域の環境及び利便を害するおそれがないと認めて許可するにあたっての基準を次のとおり定める。

2 適用対象及び許可条件

(ア) 増築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替えの場合

横浜市建築基準法施行細則（以下「施行細則」という。）第20条各号

<適用対象>

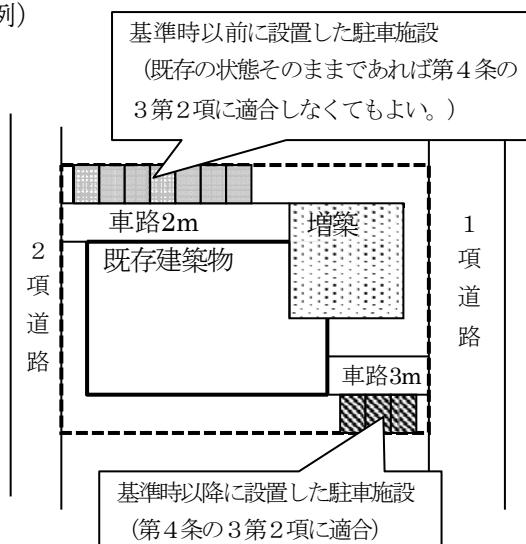
基準時（本条施行時である平成22年7月1日）において、駐車施設の設置基準について現に存する不適格の駐車施設であること。

<許可条件>

次の各号全ての要件に該当すること。

- (1) 既存に設置されている駐車施設（基準日以前のものに限る。）の位置、構造の変更を有しないこと。また、変更する場合は駐車施設が条例第4条の3第2項の規定に適合していること。
- (2) 基準日以降に新たに設置する駐車施設がある場合は条例第4条の3第2項の規定に適合していること。ただし、一団地認定等を受けた敷地においては、市長が安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

(例)



(イ) 増築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替え以外の場合

施行細則第20条第4号及び第5号

<適用対象>

法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道、同項第2号の許可に係る空地、若しくはつづれ水路・公道等に類する空地（当該道、若しくは空地の幅員が施行細則第20条第4号に規定する道路の幅員を満たすものに限る。）に接し、通行上支障がないと認めた場合、又は市長が特にやむを得ないと認めた場合

施行細則第20条第6号

<適用対象>

敷地が条例第47条の2に規定する部分のみにしか道路と接していない場合、又は市長が特にやむを得ないと認めた場合

<許可条件>

次の全ての条件に該当すること。

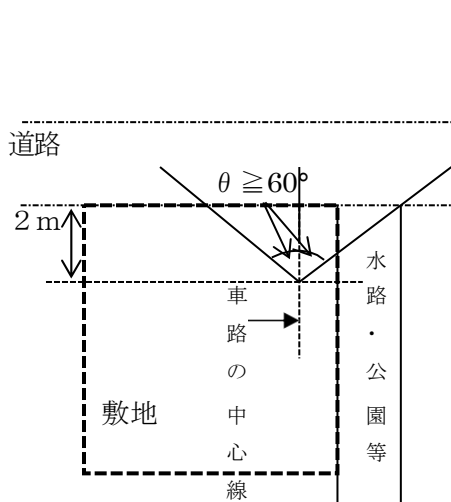
- ・ 出庫灯・カーブミラー・停止線を設置すること。
- ・ 出入口を集約し、通行の安全上支障をきたさないこと。

施行細則第20条第7号

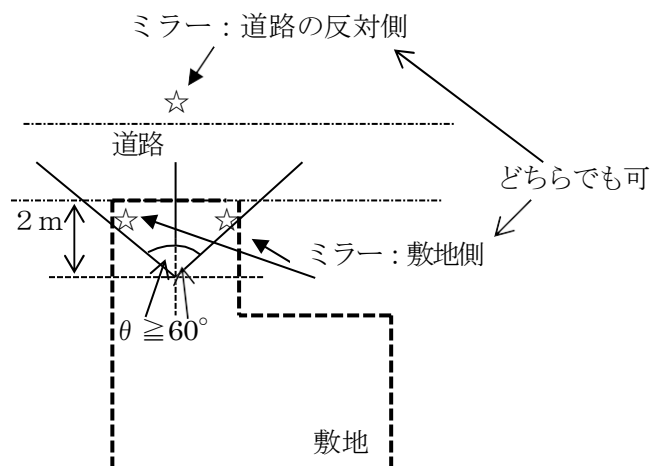
<適用対象>及び<許可条件>

次のいずれかに該当し、周囲の状況等により、通行の安全上支障がない場合

- (1) 敷地が公園、水路等に隣接する場合で、その敷地境界線が所定の角度線にかかるが実質的に通行の見通しが確保されている場合（公園、水路等の内部の建築物等により見通しが確保できない場合は不可）
- (2) 敷地と道路が接する長さが短いことにより、所定の見通し角が確保できない場合でミラーを設置することに等により見通しを確保した場合



(図1)



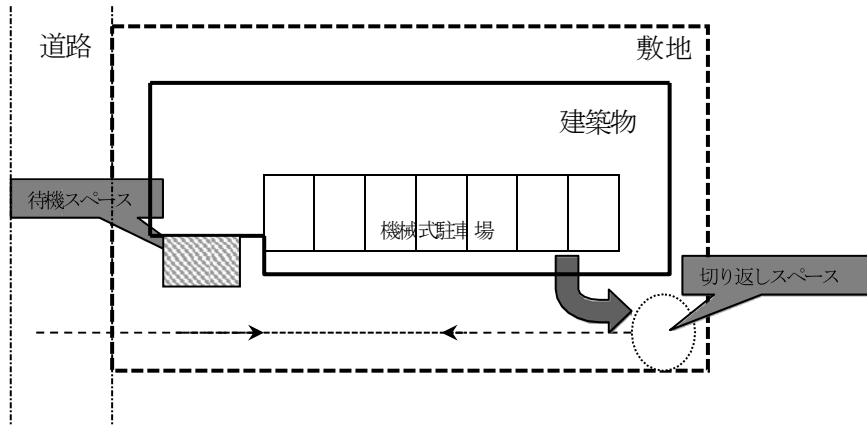
(図2)

施行細則第20条第8号

<適用対象>及び<許可条件>

次の各号全てに該当し、周囲の状況等により、通行の安全上支障がない場合

- (1) 敷地内において自動車が回転及び待機のできるスペースを設ける。
- (2) 敷地内で切り返しを行いスムーズに機械式駐車場への出入りができる。



附 則 (施行期日)

この基準は平成22年7月1日から実施する。

改正 この基準は平成29年4月1日から実施する。

改正 この基準は平成30年9月25日から実施する。